

神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規

(平成19年4月1日 制定)
最近改正 令和6年6月21日

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院理学研究科規則第32条第2項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了(以下「早期修了」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出願手続)

第2条 研究経過発表会及び研究成果発表会における発表を経て(ただし、研究経過及び研究成果の内容によって、発表会における発表を免除された者を除く。)早期修了を願い出る者は、次の書類を指導教員に提出するものとする。

- (1) 早期修了適用資格申請書(別紙様式1)及び自薦書(A4判用紙を使用、書式及び字数は自由)
- (2) 履歴書(別紙様式2)
- (3) 研究業績書(学会発表経歴を含む。)(別紙様式3)
- (4) 学位論文草稿及びその要旨(別紙様式4)
- (5) 公表論文及び公表準備中の論文等

ただし、投稿中の論文については、学術専門誌掲載決定証明書又は関連書類を添付すること。

(早期修了検討委員会)

- 第3条** 早期修了の願い出があったときは、出願者ごとに、早期修了検討委員会を置き、早期修了に該当するか否かを判定する。
- 2 早期修了検討委員会は、指導教員及び指導教員から委嘱された2人以上の教員をもって組織し、教授2人以上を含むものとする。
 - 3 指導教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか学位論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程後期課程担当相当の者1人以上を早期修了検討委員会に加えることができる。

(推薦)

第4条 指導教員は、早期修了検討委員会において、早期修了に該当すると認められた者があるときは、以下の書類を添え、定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

- (1) 推薦書 (別紙様式5)
 - (2) 早期修了検討結果報告書(別紙様式6)
 - (3) 学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿(別紙様式7)
 - (4) 第2条に定める書類
- 2 専攻長は、前項の推薦があった時は、専攻会議の議を経て、研究科長に推薦するものとする。
 - 3 前項の推薦に当たっては、構成員の3分2以上が出席し、出席者の3分2以上の賛成を得た場合とする。

(早期修了審査委員会)

第5条 早期修了の適用資格の有無について審査するため、早期修了審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、理学研究科教務委員会委員長、各専攻の教務委員及び各専攻から選出された教授各1人の委員により組織する。
- 3 各専攻から選出された委員の任期は、2年とする。
- 4 委員長は、理学研究科教務委員会委員長を充てる。委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 5 委員会は、必要に応じ、指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 早期修了の適用資格があることの判定については、構成員の3分の2以上が出席し、その出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(最終判定)

第6条 早期修了の適用資格の有無の最終判定は、委員会が行う。

- 2 委員会は、早期修了適用資格審査報告書(別紙様式8)を作成し、判定の結果を研究科長に報告する。
- 3 研究科長は、専攻長に判定の結果を通知するものとする。

(学位審査論文の提出)

第7条 早期修了の適用資格が有りと判定された者は、研究科長に学位論文を提出することができる。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、別に定める。

途中の附則(略)

附 則

この内規は、令和6年7月1日から施行する。